

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1
氏 名 株式会社パブリック
代表取締役 三野 輝男
電話番号 0875-57-1200



循環利用計画の内容を変更したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和7年7月14日		7循環第 93522号	
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		動植物性残さ、汚泥等を堆肥化しリサイクルする。		同左
	循環的な利用の方法		再使用 <u>再生利用</u> ・熱回収		再使用・ <u>再生利用</u> ・熱回収
	循環的な利用の概要		食品製造業者等より発生する動植物性残さ、汚泥及び廃飲料を堆肥化処理施設で堆肥にして販売する。		同左
	事業場の所在地		香川県仲多度郡まんのう町炭所東字山畑524番8		同左
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無		有 ・ ☒ 無		有 ・ ☒ 無
	県外産業廃棄物	一般的な名称	別紙一覧表のとおり		同左
		種類	①動植物性残渣 ②汚泥（食品汚泥に限る）		同左
		性状	別紙一覧表のとおり		同左
		1年当たりの最大取扱量	①動植物性残渣 270 t/年 ②汚泥（食品汚泥に限る）450t/年		同左
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙一覧のとおり		別紙一覧のとおり
		住所又は所在地	別紙一覧のとおり		別紙一覧のとおり
		排出事業者 名称	別紙一覧のとおり		別紙一覧のとおり
		排出事業者 所在地	別紙一覧のとおり		別紙一覧のとおり

(第2面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	堆肥化施設 設置場所：香川県仲多度郡まんのう町炭所東字山畑5 2 4 番8	同左	
		施 設 の 処 理 能 力	20 t／日（24 時間） 6,000 t／年	25 t／日（24 時間） 7,500 t／年	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	別紙のとおり	別紙のとおり	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	なし	同左
			処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	なし	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	なし	同左	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	別紙のとおり	同左		
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	なし	同左	
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	なし	同左	
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	廃棄物の飛散・流出防止については、建物内で取扱うので外部への飛散はないが、もし建物外に飛散した場合には清掃を行い流出を防ぐほか、法律を厳守します。	同左	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		有 ・ 無	有 ・ 無		
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		処理能力の範囲内 令和3年度処理実績（年間） 汚泥 2,233.08 t 動植物性残渣 773.32 t 見込み 汚泥 2,200 t 動植物性残渣 880 t	処理能力の範囲内 令和6年度処理実績（年間） 汚泥 2,984.3 t 動植物性残渣 62.06 t 見込み 汚泥 3,000 t 動植物性残渣 50 t		

(第3面)

変 更 事 項				変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	堆肥	同左
			性 状	粒状	同左
			1年当たりの最大製造量	1,800 t / 年 (6,000 t / 年 × 0.3)	2,250 t / 年 (7,500 t / 年 × 0.3)
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		肥料販売業務開始届出書： 第 1524 号 R2.11.12 受理	肥料販売業務開始届出事項変更届出書： 第 1186 号 R4.9.15 受理
		再生品の利用又は取引の見込み		中津屋産業 香川県仲多度郡まんのう町炭所東 5 2 4 番地 9	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称		生じない	同左
		種 類		生じない	同左
		性 状		生じない	同左
		1年当たりの最大発生量		生じない	同左
		処 分 方 法		生じない	同左
	県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			平成 18 年から現在まで、県外の汚泥（食品汚泥）の循環的な利用を行っている。	
	変 更 予 定 年 月 日			年 月 日	
	変 更 の 理 由			施設入替による施設の処理能力と再生品の製造量の変更のため	
	規則第 6 条第 2 項に規定する協議の適用が有る場合				
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			リサイクル事業の拡大		
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第 1 面及び第 3 面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。